第2弾 竹原市中小企業者等燃料費等高騰対策支援金

新型コロナウイルス感染症及び原油価格や物価の高騰による影響を受ける市内事業者に対し、支援金を追加交付し事業継続を支援します。

1 給付対象者

給付対象者は、今後も事業を継続していく意思があり、竹原市中小企業者等燃料費等高騰対策支援金交付要綱(令和5年8月4日施行)に係る支援金(以下「第1弾支援金」という。)の給付を受けた者又は令和5年4月以前から継続して事業を行っており、法人にあっては令和5年12月8日時点における直近の事業年分の確定申告を、個人事業主、農業者又は芸南漁業組合若しくはその組合員である漁業者にあっては令和4年分の確定申告を行っており、水道光熱費及び燃料費を事業経費として計上している者で、次に掲げる者とします。ただし、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院若しくは診療所、医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に規定する保険薬局を運営する者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、介護保険法(平成9年法律第123号)若しくは老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する施設及び事業所を運営する事業者は対象外となりますのでご注意ください。

- (1) 竹原市内に本店若しくは本社等があり事業所・工場・店舗・施設などを運営する法人(資本金の額若しくは出資の総額が3億円未満 又は常時使用する従業員の数が300人以下である法人に限る。)又は個人事業主
- (2) 次期作付を検討している農業者であって、次に掲げる者
 - ア 認定農業者
 - イ 認定新規就農者
 - ウ 集落営農組織
 - エ 農業に係る所得が総所得の過半を占める個人
 - オ 農業に係る売上高が総売上高の過半を占める法人
- (3) 芸南漁業協同組合又はその組合員である漁業者

対象経費

- ・第1弾支援金の給付時に対象となった水道光熱費及び燃料費
- ・新規で申請される場合は、市内にある事業所又は店舗において、法人にあっては令和5年12月8日時点における直近の事業年分、個人事業主にあっては令和4年1月から12月までの1年間の確定申告書等に記載している水道光熱費及び燃料費

給付額

対象経費の合計額に20分の1を乗じて得た額(1,000円未満切り捨て)であって、1,000円以上5万円以下の範囲内で給付します。

4 申請方法

- 第1弾支援金を受けた事業者については申請書を送付します(添付書類必要なし)。
- ・新規で申請される場合は、原則、郵送にて申請してください。(申請書等は、竹原市HPからダウンロードできます。)

申請期間

令和6年3月28日(木)から令和6年5月31日(金)(消印有効)まで

6 申請先

竹原市産業振興課 商工観光振興係 竹原市役所本庁1階(竹原市中央五丁目1番35号)

お問い合わせ

竹原市産業振興課 Tel: 0846-22-7745